

農業委員会定例会 8月

1. 開催日時 令和6年8月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室1

3. 欠席委員 6番委員、12番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長あいさつ 今日は案件も少ないんですが、早速、ただいまから始めさしていただいたらと思います。本日の議事録署名人ですが、10番委員、11番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]所有の [] 畑 29 m² について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	現場見てきたんですけども、狭い小さな場所なんですけども、今は低木が生えていました。今回、前の家を購入にあたって多分一緒に購入を希望をされたようで、今後、こちらのこの[]が対応してくれるから、いいんじゃないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 田 351 m² について

の が譲り受けるための申請となっております。

は、令和6年7月に設立された法人であり、本町では初めて農地を取得することになりますので、まず農地を所有できる法人かどうか確認いただきたいと思います。

本日配布している資料1と資料2を使いますのでお手元をお願いします。まず、資料1をご覧ください。

農地を所有できる法人については、「農地所有適格法人」といいます。

農地を所有できる農地所有適格法人の要件については、資料にあるとおり、大きく4つの要件があります。

まず、1つ目が法人形態で株式会社（株式非公開会社に限る）及び持分会社、農事組合法人となっています。

2つ目として、売上高の過半が農業であることです。また、農産物の販売・加工等も農業の売上高に含まれます。

3つ目が構成員・議決権要件で株式会社の場合は、株主についての要件となります。資料の右側の要件をご覧ください。農業関係者（農業の常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）が株式の総議決権の1/2を超えることが必要です。その裏を返すと、農業関係者以外でも1/2未満であれば株主になることができるようになっています。

最後に、役員要件として、役員の過半は、農業の常時従事者であること（畑での農作業以外に農業者の労務管理や販売、加工等の農業に関係する作業ものも含まれる。）、さらに役員または、重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事することとなっています。

このことを踏まえて の要件を確認します。

資料2をご覧ください。

まず、法人の形態は、 は の形態であり問題ありません。

次に、事業要件の売上高の過半が農業であることについては

の事業は全て農業であり問題ありません。

次に構成員要件ですが、 の株主の総議決権数は、 で、このうち農業関係者は、 となっており、総議決権の が農業関係者であることから問題ありません。

最後に役員要件ですが、 の役員は、 、 、 、 、 でそのうち2名が農業に常時従事す

る構成員であること、また、1 名が農作業に規定日数（60 日）以上従事することから問題ありません。

以上のことから、[] は農地所有適格法人の要件を満たしているものかと思います。

議長

ただいま、事務局から農地所有適格法人の要件について説明がありました。何か意見等がありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようですので [] は農地所有適格法人の要件を満たしているものとします。

引き続き、議案第 1 号の 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

引き続き議案の説明をします。申請地では [] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

事務局の方から、そういう説明がありましたんで私は現場の方の報告をさせていただいたと思いますが、にありますように [] があります。少し上というか、東側になります。

池の方になるんですが、今現在は車が入るとるような状態なんですが、すぐに農地できるであろうというような場所であると思います。

[] ということで、それについては問題ないかと思うんですが、そういったで、[] としてやられるということでございますんで、皆さんがたのご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長

この件について意見はありますか。

事務局

補足ですけど、[] でも同じように案件が出ております。[] が [] [] しております [] というと [] [] のところで [] をやられていると。

このたび、[REDACTED] して、新たに、業務を展開するということで話を伺っております。

で、今後また [REDACTED]、土地を、機構を通して借りる案件が何件か出てくるのではないかと、お話を伺っておりますので、またよろしくお願いいたします。

職務代理 [REDACTED] はどこから出てきてるんですか。

事務局 [REDACTED] の実績を元に記載していると伺っています。実際のところ、[REDACTED] に出向いて、向こうの職員と一緒に書類作成したとのことですよ。

説明が漏れていましたが、[REDACTED] が [REDACTED] おりますが、[REDACTED] したわけではなく、[REDACTED] [REDACTED] というのですが、[REDACTED] しました。農地を提供したので、今回審議に諮る必要があるということです。

議長 [REDACTED] の年齢はどのくらいですか。

事務局 把握はしていませんが、[REDACTED]、[REDACTED] については農業の経験は充分にあります。[REDACTED] については、おそらくほとんど経験はないと思います。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 1,728 m²
[REDACTED] 畑 263 m²
の計2筆1,991 m²について
4番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の

畑 420 m²

畑 502 m²

の計2筆922 m²について

の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 の方は、ベースハウスといいまして、鉄骨ハウスに防除ネット張ってるような施設です。もう今現在はその場所はもうちょっと草が生えるような状態なんですけど、その奥の については、 がかなり大きくなっています。そこを が購入して栽培するということでございます。このハウスをどうするかとか、その辺はちょっと聞けてないんですけど、いずれにしても、この周辺は が次々と開発をして、開いていってますんで、大丈夫だろうと思います。

2 番委員 (の土地は) 長いこと が管理しておりましたが、今は が借りて も植えています。今回借りてた土地を購入するということで問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

事務局 については、先日の地域計画の話合いのときに出てきた案件でございます。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、 在住の 所有の

	畑 728 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	この土地は、大分前から の方が全部、世話をしておりますので、その更新など、問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 2 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 2 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2 番は、 在住の 所有の 畑 2,661 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理	これも更新ですので、現場の状況だけ報告だと思いますが、■■■■がしっかりと管理されておりましたので、大丈夫かなと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■畑 726 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これも■■■と近くの間所ですが、更新ということでちゃんと■■■■も管理されておりますし、問題ないと思います
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

最初のコロナという話もありましたが、私の周辺も結構かかっております。いろいろ聞いておりますけど、症状自体はそんなこともないみたいなんですけど、あと結構後遺症が、いろいろ皆さん悩んどるみたいなので、お気をつけていただけたらと思います。

まだまだ暑い日続きますし、疲れのでやすい時期でございますが、お体には気をつけていただけたらと思います。ご審議ありがとうございました。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時00分

議 長 会長

議事録署名人 10番

議事録署名人 11番

